

# 社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)について

## ■マイナンバー制度とは

この制度は、住民票を有するすべての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策などの分野で活用することで、住民の利便性を高め公平・公正な社会の実現を目指すものです。

平成27年10月からすべての町民の皆さんに個人番号(マイナンバー)が通知され、平成28年1月から順次行政手続き等において個人番号の利用が開始される予定です。(法人にも、法人番号が通知されます。)

個人番号カードの交付など詳細については、順次広報まつぶしや町ホームページでお知らせします。

## ■個人番号(マイナンバー)

- ・番号は12桁の数字です。(法人番号は13桁です。)
- ・原則、一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。

## ■通知カード

平成27年10月からマイナンバーをお知らせする通知カードが郵送されます。

## ■個人番号カード

個人番号カードは顔写真付きのICカードで、平成28年1月から希望者に交付されます。本人確認用として使えるほか、各種行政サービスに利用できる予定です。

## ■国による制度に関するお問い合わせ先(コールセンター)

【日本語窓口】0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)

【外国語窓口】0570-20-0291(全国共通ナビダイヤル)

※平成27年3月までは英語のみ対応。

※開設時間＝平日 午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

## 住民ほけん課のお知らせ

問合せ／国保年金担当 ☎991-1868

# 国民健康保険税の 特別徴収開始通知書を送付します

平成27年度の国民健康保険税を特別徴収(年金天引き)で納めていただく方に「平成27年度 国民健康保険税 特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付します。

## ■特別徴収とは？

年6回の年金支給月を納期とし、前半の4月・6月・8月を仮徴収、後半の10月・12月・2月を本徴収として、国民健康保険税(以下「保険税」)を年金支給額からの天引きにより納めていただく方法です。詳しくは、通知書に同封されている文書をご覧ください。

## ■仮徴収について

保険税額は国保加入者の前年の所得や所有している固定資産などに応じて決定されますが、税額が決定するまでの間の前半3回(4月・6月・8月)については、前年度の2月の特別徴収税額と同じ額を仮の税額として天引きさせていただきます。

## ■本徴収について

前年の所得や所有している固定資産などに応じて決定した年間の保険税額から、仮徴収で納めていただいた保険税額を差し引き、残った額を後半3回(10月・12月・2月)で天引きさせていただきます。



国保マスコット 健康まもるくん